1 事業概要等について

Q1 特定健康診査(以下「特定健診」という。)とは。

A1 特定健診は、メタボリックシンドロームに着目した健康診査で、40 歳以上 75 歳未満(※1) の組合員及び被扶養者を対象者(※2)として、公立学校共済組合が、以下の項目を実施します。

特定健診は、それぞれが加入している医療保険者が実施する健診です。

- ※1 該当年度内に到達する年齢(75歳の誕生日の前日まで受診が可能です。)
- ※2 公立学校共済組合の組合員及び被扶養者以外の方は、加入されている医療保険者 に御確認ください。

١.	1-b-4EUD //CC 0		
	基本的な健診項目	〇質問票(服薬歴、喫煙歴等)*1〇身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)	
		〇血圧測定 〇理学的検査(身体診察) 〇検尿(尿糖、尿蛋白)	
		〇血液検査	
		・脂質検査(空腹時中性脂肪、やむを得ない場合は随時中性脂肪*²、HDL	
		コレステロール、LDLコレステロール又は Non-HDL コレステロール)	
		・血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c、やむを得ない場合は随時血糖*3)	
ļ		·肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)	
		※一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施	
	詳細な健診の項目	〇心電図 〇眼底検査 〇貧血検査(赤血球、血色素量、ヘマトクリット値)	
		〇血清クレアチニン検査(eGFR による腎機能の評価を含む)	

[令和5年度からの変更点]

* 1 喫煙や飲酒に係る質問項目について、より正確にリスクを把握できるように詳細な選択肢へ修正。

特定保健指導の受診歴を確認する質問項目に修正。

- *2 食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載することが必要。
- *3 食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)の採血は避けることが必要。また、食事開始から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載することが必要。

Q2 特定保健指導とは。

A2 特定保健指導は、特定健診の結果から生活習慣病のリスクが高く、生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、専門的知識を持った者(医師・保健師・管理栄養士等(以下「保健師等」と言う。))が行う支援(サポート)です。

生活習慣病の発生リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援があります。(よりリスクが高い方が積極的支援となります。)

まず、保健師等が、初回時の面接により、対象者に合わせた生活習慣を見直すための実践的なアドバイス等を行い、対象者の「行動目標」作成を支援します。

次に、対象者は、自身で「行動目標」に沿って、生活習慣改善を実践します。

積極的支援では保健師等の電話等による支援があります。

6か月後(3か月後でも可)に、保健師等が面接、電話により健康状態・生活習慣の改善 状況を確認します。

【特定保健指導の対象者(階層化)】

腹囲	検査結果による追加リスク (4)質問票に 特定保健指導のグル・)グループ分け	
	(1)血糖(2)脂質(3)血圧	よる喫煙歴	40~64 歳対象	65~74 歳対象
≧85cm(男性) ≧90cm(女性)	2つ以上該当	-	積極的支援	動機付け 支援
	1つ該当	あり		
		なし	動機付け支援	
	3つ該当	_	積極的支援	動機付け 支援
上記以外で BMI≧25	2つ該当	あり		
J.W. = 20		なし	動機付け支援	
	1つ該当	_		

- (注1)上の表で「腹囲」の測定結果に応じて、「検査結果による追加リスク」をカウントし、「質問票による喫煙歴」の有無から「特定保健指導のグループ分け」をします。
- (注2)BMIの測定は、体重(kg)÷身長(m)の2乗により求められます。
- ※ 追加リスク判定規準値 (服薬中の者は特定保健指導の対象としない。)

(1)血糖	「空腹時血糖値が 100mg/dl 以上」、又は「HbA1c(NGSP)の場合が 5.6%以上」、「やむを得ない場合は随時血糖」	
(2) 脂質	「中性脂肪 150mg/dl 以上」、又は「HDL コレステロール 40mg/dl 未満」	
(3) 血圧	「収縮期 130mmHg 以上」、又は「拡張期 85mmHg 以上」	

Q3 個人情報は保護されるのか。

A3 公立学校共済組合は、教育委員会又は健診機関から提供される特定健診データの受理及びその後の処理に当たって、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、公立学校共済組合個人情報保護方針(平成 17 年3月 16 日制定)、公立学校共済組合個人情報保護規程(平成5年 12 月 17 日制定)その他関係法令に基づき、当該特定健診データに係る情報について、確実な漏洩の防止等適切な管理を行うことが義務付けられており、漏洩被害があった場合等は、法律で罰則が定められています。

また、実施機関は、委託元である医療保険者の個人情報保護規定を遵守し、受診者のプライバシー情報を守ることが求められており、同様に法律で罰則が定められています。公立学校共済組合では、委託医療機関と個人情報保護の契約を交わしています。